

【協議案件】

議案第1号 路線バス「岩谷線」の廃止について

議案第2号 大内地域コミュニティバスのルート変更について

議案第3号 地域公共交通確保維持事業計画の変更について

提示する協議案件につきまして、下記のとおり説明いたします。

——<経緯>——

- ◆ 平成28年4月より、大内地域内の小中学校の統廃合により、路線バス「中田代線」を通学利用していた児童・生徒がスクールバス通学へ移行することに伴い、同路線の維持が困難であると判断し、路線を一部廃止し、路線バス「岩谷線」と運行してきた。
- ◆ しかしながら、人口減少等に伴い利用者が減少する中においても市の独自補助により路線の維持を図ってきたが、近年の少子高齢化とマイカーの普及による利用者の減少傾向には歯止めがかからず、また、燃料をはじめとする物価高騰による経費の増加に加え、慢性的な運転士不足と運転士の労働時間の見直しなどにより、当該路線を維持していくことは非常に困難であると判断されたため、令和6年9月30日をもって路線を廃止したいと申し出があった。

——<議案説明内容>——

【議案第1号】

上記経緯により、路線バス「岩谷線」を廃止する。

【議案第2号】

路線バス「岩谷線」の廃止に伴い、バスによる大内地域と本荘地域をつなぐ交通手段がなくなることから、大内地域内を運行しているコミュニティバスを令和6年10月1日から由利組合総合病院まで延伸することで、大内地域から同病院への通院と沿線住民の通勤・通学の足の確保を図る。

【議案第3号】

上記の変更に伴い、国へ申請している地域公共交通確保維持事業計画の内容を変更する。内容が変更となる箇所は、ダイヤ改正による計画運行回数とルート変更に伴う計画総運行距離となる。

協議案件の説明については以上となりますので、個別の議案資料もご確認ください。

路線バス「岩谷線」の廃止について

(1) 廃止しようとする理由

当該路線は、羽後交通の本荘営業所を起点として本荘地区と大内地区を結ぶ路線であり、沿線住民の通勤・通学・通院の足として利用されてきました。

人口減少等に伴い利用者が減少する中でも、同路線は沿線住民の重要な移動手段であったことから、市単独による補助を行い路線の維持を図ってきましたが、近年の少子高齢化とマイカーの普及による利用者の減少には歯止めがかからず、また、燃料をはじめとする物価高騰による経費の増加に加え、慢性的な運転士不足や労働時間の見直しなど、当該路線を維持していくことが難しいと判断されたため、路線廃止の申し出を受け、廃止するものです。

(2) 廃止の予定日

令和6年9月30日をもって廃止

(3) 廃止する区間

別紙「岩谷線」廃止区間路線図のとおり

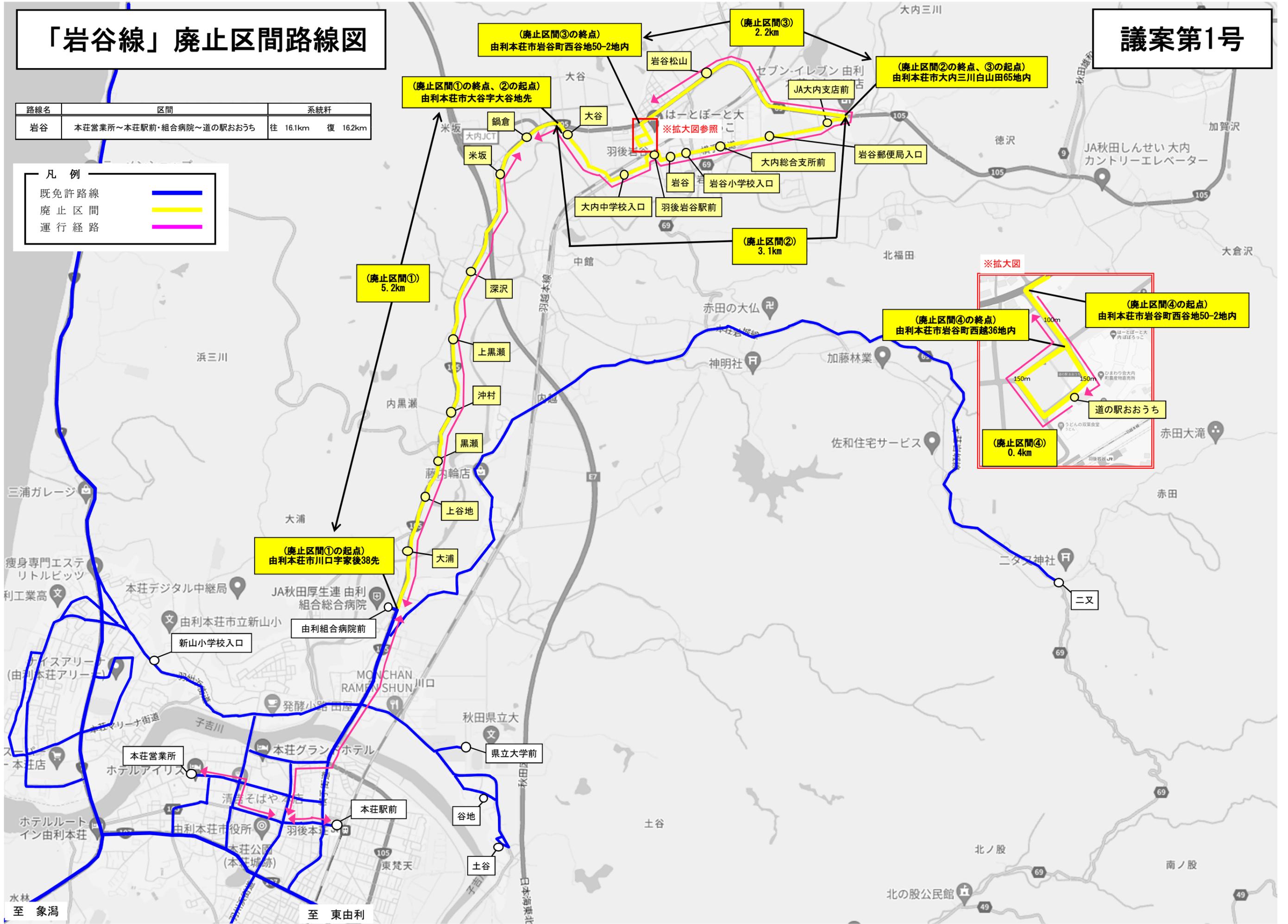
「岩谷線」廃止区間路線図

議案第1号

路線名	区間	系統料
岩谷	本荘営業所～本荘駅前・組合病院～道の駅おおうち	往 16.1km 復 16.2km

凡例

- 既免許路線 —
- 廃止区間 —
- 運行経路 —



大内地域コミュニティバスのルート変更について

(1) 変更の内容

中田代線、羽広-軽井沢線、高尾線の一部運行経路を見直しする。

変更内容	・大内地域のコミュニティバス3路線（中田代線、羽広-軽井沢線、高尾線）の一部便の終点を「由利組合病院前」まで延伸し、経由地を「道の駅おうち」ではなく「羽後岩谷駅」へルートを変更する。
背景	・羽後交通のバス路線「岩谷線」の廃止に伴い、大内地域から本荘地域までのバスでの移動手段がなくなるため。
効果	・路線バス「岩谷線」の廃止区間を、大内地域のコミュニティバス3路線が代替として「由利組合病院」まで延伸することにより、大内地域から本荘地域まで移動手段が維持される。
利用見込	5, 500人
キロ程 ・ 所要時間	(キロ程変更前→変更後) (所要時間変更前→変更後) 【中田代線】 27.2km→32.6km 50分→61分 【羽広-軽井沢線】 79.3km→46.9km 78分→62分 【高尾線】 27.8km→32.2km 41分→48分
運賃	・大人（中学生以上） 一律200円 ・小学生以下 一律100円（未就学児無料） (変更なし)
便数	変更前→ 変更後 【中田代線】 12便→ 10便 【羽広-軽井沢線】 6便→ 4便 【高尾線】 8便→ 8便
停留所数	変更前→ 変更後 【中田代線】 37カ所→51カ所 【羽広-軽井沢線】 30カ所→44カ所 【高尾線】 21カ所→35カ所
運行形態	委託 株式会社大内交通サービスによる運行（変更なし）
変更日	令和6年10月1日（火）

令和 7 年度 地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について

令和 6 年 6 月 26 日付けで国土交通大臣あてに申請した地域公共交通確保維持事業に係る計画について、次のとおり変更を申請する。

1. 変更する系統

中田代線（申請 5） → 中田代線（申請 5～6）

羽広-軽井沢線（申請 6～8） → 羽広-軽井沢線（申請 7～9）

2. 変更箇所

中田代線・羽広-軽井沢線の一部の便を延伸し、ダイヤ調整により減便を行う。それに伴い、路線の輸送人員による事業目標を変更。

3. 変更理由

路線バス「岩谷線」の廃止に伴い、大内地域から本荘地域までのバスでの移動手段がなくなるため、大内地域のコミュニティバスを由利組合病院まで延伸することにより、大内地域から本荘地域までの移動手段を維持するため

令和7年度 地域公共交通確保維持事業に係る計画

令和6年8月23日

(名称) 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市、羽後町に接しており、面積は1,209.59km²で、秋田県の面積の10.4%を占め、県内一の面積を誇る。

本市では鉄道2路線とバス31路線の公共交通網が形成されており、鉄道は日本海沿いにJR羽越本線が本荘、岩城、大内、西目地域および市外を、子吉川に沿って山間部を運行する由利高原鉄道鳥海山ろく線が本荘、由利および矢島地域を結んでいる。令和3年度リニューアルした羽後本荘駅では、これらの鉄道路線だけでなく各種バス路線と接続しており、相互の乗り換えが可能である。また、本市におけるバス路線は幹線を羽後交通(株)、支線を市のコミュニティバスが運行しており、中心市街地内では循環バスも運行している。

これまでは、羽後交通(株)の不採算路線を市が代替運行することで路線の確保に努めてきたが、過疎化や人口減少、高齢化の進行によって交通空白地域から公共交通の運行要望が増加しており、新たな対応・対策が必要になってきている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和6年3月に策定した「由利本荘市地域公共交通計画」に掲げているとおり、令和5事業年度のコミュニティバスの利用者数を維持することを目標とする。

(由利本荘市地域公共交通計画 P75 参照)

各路線の輸送人員による事業目標

路線名	実績	目標(年間輸送人員)			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
本荘地域循環バス	28,040人	28,000人	28,000人	28,000人	28,000人
道川北線	183人	200人	200人	200人	200人
西目線	2,222人	2,400人	2,400人	2,400人	2,400人
中田代線	6,640人	5,500人	5,500人	5,500人	5,500人
羽広一軽井沢線	1,728人	1,130人	1,130人	1,130人	1,130人
子吉線	1,445人	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人
八塩線	2,743人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人
法内線	959人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

(2) 事業の効果

上記路線を維持することにより、本荘市街地、および岩城、西目、大内、東由利地域の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス・鉄道の維持と最適化（由利本荘市、交通事業者） ・各交通モード間の乗り継ぎ利便性を高めるルート・ダイヤの調整（由利本荘市、交通事業者） ・コミュニティバスの再編 （由利本荘市地域公共交通計画 P60～63）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
<p>表1を添付。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<ul style="list-style-type: none"> ・羽後交通株式会社、光タクシー株式会社、東交通株式会社 （由利本荘市から上記運行事業者への委託料については、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。） ・由利本荘市
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数について、数値指標による KPI 評価および由利本荘市の運行ガイドラインによる路線評価を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
【由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会】	
・平成27年5月19日	由利本荘市平成28年度生活交通確保維持改善計画を承認
・平成28年2月10日	同計画の変更について承認
・平成28年6月29日	由利本荘市平成29年度生活交通確保維持改善計画を承認
・平成29年6月15日	由利本荘市平成30年度生活交通確保維持改善計画を承認
・平成30年6月22日	由利本荘市平成31年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和元年6月21日	由利本荘市令和2年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和2年7月10日	由利本荘市令和3年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和3年6月24日	由利本荘市令和4年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和4年6月29日	由利本荘市令和5年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和5年6月28日	由利本荘市令和6年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和6年6月25日	由利本荘市令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請を承認
・令和6年8月	日 由利本荘市令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）変更認定申請を承認
19. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会への利用者代表の参加 ・沿線町内会や各種団体と対話会の開催 ・中高生、交通空白地域、市のホームページ等でのアンケート調査 ・市のホームページにて本計画に対するパブリックコメントの実施 ・上記意見により、ルートやダイヤ改正に反映 	
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要	
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】	
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
※該当なし	
(2) 交通手段の検討状況	
※該当なし	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 秋田県由利本荘市尾崎17

(所 属) 由利本荘市企画振興部地域づくり推進課

(氏 名) 池田 勇人

(電 話) 0184-24-6378

(e-mail) tiiki@city.yurihonjo.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。